

## 静岡県立農林環境専門職大学学部長選考等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第3条及び第7条の規定に基づき、静岡県立農林環境専門職大学学部長の選考及び任期に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (選考方法)

第2条 学部長の選考は、教授会の議に基づき学長が行う。

### (選考の時期)

第3条 教授会は、次の各号の一に該当するときは、学部長候補者の選考を行う。

(1) 学部長の任期が満了するとき。

(2) 学部長が辞任を申し出て、教授会がこれを承認したとき。

(3) 学部長が欠員となったとき。

2 第1項第2号及び第3号の場合は、速やかに選考を行う。

### (学部長候補者)

第4条 学部長候補者は、生産環境経営学部に所属する専任の教授(学部長着任時に当該条件を満たす者を含む。)をもって充てる。

### (候補者の推薦)

第5条 教授会は、学部長候補者を選考し、学長に推薦する。

### (学部長の任期)

第6条 学部長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き4年を超えて在任することはできない。

### (委任)

第7条 この規程に定めのない事項については、教授会で別に定める。

### 附 則

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の際、現に学部長の職にある者は、この規程により選考されたものとみなす。

3 この規程は、令和5年10月17日から施行する。